（前のページより続き）

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所
破産・免責・再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預
証書紛失に伴う証書の無効・日本弁
護士連合会裁決取消訴訟の判決確
定・公認会計士等の登録及び登録抹
消・日本弁護士連合会公示送達関係　一三六
会社その他　一三九
会社決算公告　一四二

本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三百二十一号）（総務省）

１　情報流通行政局放送政策課の所掌事務の一部を同局放送技術課、放送業務課及び放送施設整備促進課に移管する。（第八十二条～第八十五条関係）

２　その他規定の整備をする。

３　この政令は、令和七年十月一日から施行する。（附則関係）

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十二号）（総務省）

１　電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

２　この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百二十三号）（総務省）

１　関係政令について所要の規定の整備をする。（本則関係）

２　この政令は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百二十四号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

◇食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二十五号）（農林水産省）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

◇食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百二十六号）（農林水産省）

第１　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正

１　題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行う。（第一条関係）

２　指標作成等業務を行う法人又はその業務を行う役員が罰金以上の刑に処された場合に、指標作成等業務を行う者の認定の欠格事由となる飲食料品等の取引に関する法律として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）等を定める。（第二条関係）

第２　卸売市場法施行令の一部改正

開設者たる法人又はその業務を行う役員が罰金以上の刑に処せられた場合に、中央卸売市場等の認定の欠格事由となる生鮮食料品等の取引に関する法律として、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）を加えるとともに、所要の規定の整備を行う。（第二条関係）

第３　関係政令の整備

所要の規定の整備を行う。

第４　附則関係

１　この政令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行するものとする。ただし、第１の２及び第２の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行するものとする。（附則第一項関係）

２　沖縄振興開発金融公庫の行う農林漁業金融業務に関する必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

３　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）に関する必要な経過措置を定める。（附則第三項関係）

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十七号）（環境省）

１　算定割当量の規定の削除

⑴　算定割当量に関する規定を削る。（第十条～第十六条関係）

⑵　算定割当量に関する手数料の規定を削る。（第二十一条関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　算定割当量の規定の効力を継続させる経過措置について定める。

⑶　その他関係政令について所要の改正を行う。